DAIDO STEEL GROUP Beyond the Special

大同特殊鋼株式会社・関連会社の みなさまへ

2023年 新規加入・保障内容 見直しのご案内

万一への備え

が一方達命保険

(こども特約付団体定期保険【生命保険】)

大同特殊鋼グループの従業員のみなさんとみなさんのご家族にとって大切な制度のご案内です。 必ず内容をご確認ください。

●本制度の特徴



【契約概要】 【注意喚起情報】はP8~P10に記載しています。 ご加入前に必ずご確認のうえ、お申込みください。



お手ごろな保険料で充実した保障

大同特殊鋼グループの相互扶助のための団体定期保険ですから、保険料がお手ごろです。

1 2

毎年見直しができ、手続きが簡単

ライフスタイルの変化に応じて、毎年手軽に見直せます。ご加入手続きは簡単(告知書扱) 医師の診査は不要です。

ご退職後も保障継続が可能



満50歳以上でご退職の方は、ご退職後も保険年齢70歳までご継続可能です。(ただし、ご退職後は2,000万円限度)また、保険年齢71歳以降も無診査で個人扱いの退職後制度(※)にご加入いただくことが可能です。(ただし、保険年齢71歳到達による脱退日直前まで、継続して2年以上加入していることが必要です。)

※上記の保険商品について、今後の環境変化等により取扱内容(販売休止を含む)を変更させていただく可能性があります。



配当金で実質的な負担は軽減

年に1回、収支計算を行い、剰余金は配当として還付します。

詳細は次ページ以降をご確認ください

モデルプランは? 保険料はいくら? 配当金の仕組みは?



P. 1-2

P. 3

P. 6

申込締切日

2022年9月30日(金)

責任開始期(加入日) 2023年1月1日(日)

保険期間 2023年1月1日(日)から2023年12月31日(日)

お問い合わせ窓口 株式会社大同ライフサービス 保険部 個人保険営業室 052-611-8845 (事務委託先) 受付時間 平日(土曜・日曜・祝日・年末・年始は除く)9:00 ~ 17:00

大同特殊鋼株式会社

人によって、ライフステージによって、 必要な保障は異なります。

グループ生命保険は1年更新なので、そのときの変化に合わせて保障内容の見直しが可能です。 ご加入やご更新の参考として、ライフステージに応じたプラン例をご確認ください。 保険料等の詳細は本パンフレットに記載されていますので、ご確認ください。

▼P.3

独身のAさん



○25歳・男性 ○独身寮に1人くらし

自分のための保障

●万一の時父母に負担をかけない為の 保障

	保険金額	月額保険料(概算)	
本人(25歳·男性)	300万円	285円	
合 計	300万円	285円	

新婚の B さん



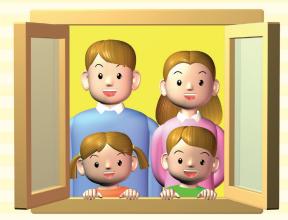
◎30歳・男性 ◎妻と新生活スタート

配偶者のための保障

●配偶者のための必要最低限の生活費の 保障

	保険金額	月額保険料(概算)		
本人(30歳·男性)	2,000万円	1,900円		
配偶者(30歳・女性)	800万円	488円		
合 計	2,800万円	2,388円		

働きざかりの C さん



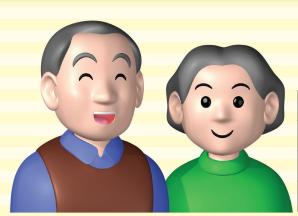
○45歳・男性 ○妻と小学生のこどもが2人

家族のための保障

●妻子のための生活費やこどもの教育費を保障

	保険金額	月額保険料(概算)		
本人(45歳·男性)	3,900万円	6,396円		
配偶者(45歳·女性)	800万円	1,000円		
こども(10歳・男性)	300万円	210円		
こども(8歳・女性)	300万円	210円		
合 計	5,300万円	7,816円		

こどもが独立した D さん



自分のための保障

●葬儀代など自分のための保障+妻のための 生活費を保障

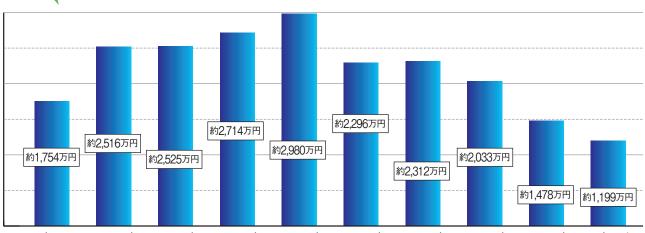
	保険金額	月額保険料(概算)
本人(61歳·男性)	2,000万円	15,120円
配偶者(61歳・女性)	500万円	2,010円
合 計	2,500万円	17,130円

◎61歳・男性 ◎こどもが独立し妻と2人くらし

参考 データ

世帯の普通死亡保険金額(世帯主年齢別平均)

(公財)生命保険文化センター「2021年度 生命保険に関する全国実態調査」より



死亡・高度障害保険金と月額保険料

意向確認【ご加入前のご確認】

グループ生命保険は、以下の保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたってはご意向に沿った内容か、ご確認のうえお申込みください。

- ●死亡・高度障害の場合、死亡・高度障害保険金を一時金でお支払いします。
- ●1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合、配当金としてお返しします。

死亡・高度障害のとき

● 本人

保険年齢	tu ou	死亡·高度障害保険金								
生年月日範囲	性別	3,900万円	3,000万円	2,500万円	2,000万円	1,500万円	1,000万円	800万円	500万円	300万円
18~35歳	男女	3,705⊞	2,850円	2,375⊞	1,900円	1,425円	950円	760円	475円	285円
昭62.7.2~平17.7.1		2,379⊞	1,830円	1,525⊞	1,220円	915円	610円	488円	305円	183円
36~40歳 昭57.7.2~昭62.7.1	男女	4,719円 3,978円	3,630⊞ 3,060⊞	3,025⊞ 2,550⊞	2,420円 2,040円	1,815円 1,530円	1,210円 1,020円	968∄ 816∄	605ฅ 510ฅ	363 306
41~45歳 昭52.7.2~昭57.7.1	男女	6,396円 4,875円	4,920円 3,750円	4,100円 3,125円	3,280 2,500 ⊕	2,460円 1,875円	1,640円 1,250円	1,312円 1,000円	820m 625m	492円 375円
46~50歳	男女	9,165円	7,050円	5,875円	4,700円	3,525円	2,350 _円	1,880 _円	1,175⊕	705≘
昭47.7.2~昭52.7.1		6,903円	5,310円	4,425円	3,540円	2,655円	1,770 _円	1,416 _円	885⊕	531≘
51~55歳	男女	13,338 _円	10,260円	8,550⊞	6,840円	5,130円	3,420 _円	2,736 _円	1,710 _円	1,026円
昭42.7.2~昭47.7.1		9,321 _円	7,170円	5,975⊞	4,780円	3,585円	2,390 _円	1,912 _円	1,195 _円	717円
56~60歳 昭37.7.2~昭42.7.1	男女	19,266円 11,817円	14,820円 9,090円	12,350円 7,575円	9,880円 6,060円	7,410 _円 4,545円	4,940 _円 3,030円	3,952 _円 2,424円	2,470 _円 1,515円	1,482 _円 909円
61~65歳	男女	29,484円	22,680円	18,900円	15,120円	11,340円	7,560 _円	6,048 _円	3,780 _円	2,268 _円
昭32.7.2~昭37.7.1		15,678円	12,060円	10,050円	8,040円	6,030円	4,020円	3,216円	2,010⊓	1,206円
66~70歳	男女	43,719 _円	33,630 _円	28,025円	22,420 _円	16,815円	11,210 _円	8,968 _円	5,605ฅ	3,363 _円
昭27.7.2~昭32.7.1		21,138 _円	16,260 _円	13,550円	10,840 _円	8,130円	5,420 _円	4,336 _円	2,710ฅ	1,626 _円

● 配偶者

保険年齢	145 CU	死亡·高度障害保険金					
生年月日範囲	性別	800万円	600万円	500万円	300万円		
18~35歳	男女	760円	570円	475円	285円		
昭62.7.2~平17.7.1		488円	366円	305円	183円		
36~40歳 昭57.7.2~昭62.7.1	男女	968⊞ 816⊞	726円 612円	605円 510円	363ฅ 306₽		
41~45歳	男	1,312円	984円	820円	492 _円		
昭52.7.2~昭57.7.1	女	1,000円	750円	625円	375 _円		
46~50歳	男	1,880円	1,410 _円	1,175⊨	705円		
昭47.7.2~昭52.7.1	女	1,416円	1,062 _円	885⊨	531円		
51~55歳	男	2,736 _円	2,052 _円	1,710 _円	1,026円		
昭42.7.2~昭47.7.1	女	1,912円	1,434円	1,195円	717円		
56~60歳	男	3,952 _円	2,964 _円	2,470 _円	1,482円		
昭37.7.2~昭42.7.1	女	2,424円	1,818円	1,515円	909円		
61~65歳	男	6,048円	4,536円	3,780円	2,268円		
昭32.7.2~昭37.7.1	女	3,216円	2,412円	2,010円	1,206円		
66~70歳	男	8,968円	6,726円	5,605円	3,363⊨		
昭27.7.2~昭32.7.1	女	4,336円	3,252円	2,710円	1,626⊨		

■ こども ※1名につき

保険年齢	.W-011	死亡·高度障害保険金		
生年月日範囲	性別	400万円	300万円	
3~22歳 平12.7.2~令2.7.1	男女	280円	210円	

保険料について

- ●年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。(例)保険年齢40歳=2023年1月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで。 更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。
- 在職中の保険料は毎月給与より控除します。(初回は1月給与から)
- 退職後の保険料は、毎月ご指定の口座からの口座振替となります。 2ヵ月連続で保険料が口座引去りできない場合には自動脱退扱いとなります。
- ●記載の保険料は概算保険料であって正規保険料は申込締切後3ヵ月以内に算出し概算保険料と異なった場合は初回に 遡って精算致します。

加入取扱いに関するご注意

- 配偶者・こどもだけの加入はできません。本人とセットでご加入ください。
- 配偶者・こどもの保険金額は本人と同額以下としてください。
- ●本人について定められた死亡保険金または高度障害保険金が支払われた場合、配偶者・こどもは同時に脱退となります。また、本人が脱退した場合も配偶者・こどもは同時に脱退となります。
- ●こどもを加入させるときは、加入資格のあるこどもは全員同額にて加入となります。
- ●配偶者が大同特殊鋼及び関連会社の役員・従業員(再雇用者含む)の場合、本人としてご加入ください。

加入資格

- 本 人…大同特殊鋼および関連会社の役員・従業員(再雇用者含む)で、申込書記載の告知内容に該当し、2023年1月 1日現在満17歳6ヵ月を超え、満70歳6ヵ月までの方
- 配偶者…本人の配偶者で申込書記載の告知内容に該当し、2023年1月1日現在満17歳6ヵ月を超え、満70歳6ヵ月ま での方
- こども…本人が扶養する子(健康保険法に定める被扶養者の範囲のうち、子に関する規定を準用します)で申込書記載の 告知内容に該当し、2023年1月1日現在満2歳6ヵ月を超え、満22歳6ヵ月までの方

【告知内容】

本人

【現在の就業状態】

- 申込日(告知日)現在、病気やけがで休職・休業中でなく、かつ、病気により就業を制限されていません。
- (注)「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等により労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいいます。

配偶者・こども

【現在の健康状態】

- 申込日(告知日)現在、医師による治療期間中または、薬の処方期間中ではありません。
- (注)①「治療」には、指示·指導を含みます。
 - ② [医師による治療期間]は初診から終診(医師の判断によるもの)までの期間をいいます。

本人・配偶者・こども共通

【過去12ヵ月以内の健康状態】

申込日(告知日)より起算して過去12ヵ月以内に、別表記載の病気により連続して14日以上の入院をしたことはありません。

<別表>

がん、肉腫、悪性腫瘍、白血病、脳出血、脳こうそく、くも膜下出血、てんかん、狭心症、心筋こうそく、心臓弁膜症、先天性心臓病、心筋症、不整脈、高血圧症、胃かいよう、十二指腸かいよう、肝炎、肝硬変、腎炎、ネフローゼ、腎不全、子宮筋腫、糖尿病

※告知していただいた内容が事実と相違していた場合、保険金をお支払いできない場合があります。

保険期間

- 1年間(2023年1月1日から2023年12月31日)で以後毎年更新します。
- ●保険期間中に脱退等で被保険者としての資格を失った場合には、喪失した月の月末までの保障となります。ただし、保険料の払込みが条件となります。

保険金のお支払い

- 死亡保険金は保険期間中に死亡した場合に、高度障害保険金は加入日(*)以後に(業務上業務外を問わず)発生した傷害または疾病によって、保険期間中に、所定の高度障害状態になった場合にお支払いします。
 - (*)保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。
- 引受会社の職員または引受会社で委託した確認担当者が、保険金のご請求の際、ご請求内容等について確認する場合があります。
- 保険金等のお支払いに関する約款規定については引受保険会社のホームページ (https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/product/demand/contract/index.html)をご覧ください。 なお、上記ホームページアドレスは、パンフレット作成時点のものを記載しており、今後変更の可能性があります。

高度障害

- 高度障害状態とは身体障害の程度が加入日(*)以後の傷害または疾病によりつぎの1項目に該当する場合をいいます。 (*)保障額を増額する場合、増額部分について「加入日|を「増額日|と読み替えます。
 - 1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの
 - 2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
 - 3. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
 - 4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
 - 5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
 - 6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
 - 7.1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの
 - ※「常に介護を要するもの」とは食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが 自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

お支払いできない場合について(解除・免責等)

次のような場合には、保険金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできない ことがあります。)

- ●告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が告知義務違反により 解除となったとき
- ●保険料のお払込みがなく、ご契約が失効したとき
- 契約者もしくは被保険者による詐欺の行為を原因として、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が取消しとなったとき(告知義務違反の態様が特に重大な場合には、詐欺としてご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分を取消しとさせていただきます。また、1年経過後にも取消しとなることがあります。)
- 契約者もしくは被保険者に保険金の不法取得目的があって、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が無効となったとき
- 契約者、被保険者または受取人が保険金を詐取する目的で事故招致をしたときや暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由に該当し、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が解除となった場合
- 1. 死亡保険金について

高度障害状態

とは

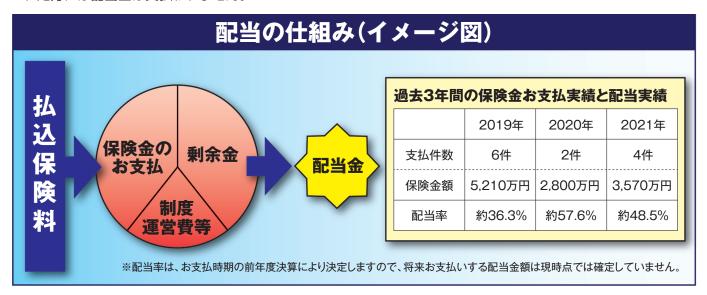
- ①被保険者が加入日(*)から1年以内に自殺したとき(ただし、精神の障害によって心神喪失の状態となり、自己の生命を絶つ認識が全くなかったときなどは、死亡保険金をお支払いする場合もあります。)
- ②契約者または死亡保険金受取人の故意によるとき
- ③戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)
- (*)保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。
- 2. 高度障害保険金について
 - ①被保険者の故意によるとき
 - ②契約者または高度障害保険金受取人の故意によるとき
 - ③戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)

継続加入の取扱い

- 一旦加入すれば以後の更新時に病気であっても前年度と同じ保険金額以内で継続できます。更新の際に、保険金額・受取人等の変更の申し出がない場合は、従前どおりのご加入内容で継続となります。ただし、保険料は毎年の加入状況・年齢により算出し変更します。
- ●満50歳以上の方は、退職後も保険年齢70歳までご継続できますが、退職後は本人について2,000万円を限度とします。また、退職後は、保険金額の増額はできません。

配当金

● この保険は1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合には配当金としてお支払いたします。なお、中途脱退された方には配当金は支払われません。



受 取 人

● 死亡保険金の受取人は、被保険者が本人および配偶者の場合は被保険者が指定した方、こどもの場合は保険料負担者(本人)です。高度障害保険金の受取人は被保険者です。

申込方法

●所定の申込書に必要事項を記入、押印のうえ、株式会社大同ライフサービス 保険部 個人保険営業室宛ご提出ください。継続する場合は、自動更新となりますので手続きは不要です。また、申込書の提出がない場合も自動更新となります。

全員加入部分 ※大同特殊鋼株式会社の従業員のみが対象となります。

グループ生命保険には大同特殊鋼株式会社が保険料を負担する全員加入部分があります。

:大同特殊鋼株式会社の従業員(常勤嘱託、パートタイマーその他臨時の従業員を除く)本人 ●加入対象者

● 保険金額 :一律70 万円

:大同特殊鋼株式会社の対象規程に定める受取人 ● 死亡保険金受取人

● 高度障害保険金受取人: 大同特殊鋼株式会社の従業員(常勤嘱託、パートタイマーその他臨時の従業員を除く)本人

全員加入部分に関する個人情報の取扱いは、11ページの「個人情報に関する取扱いについて」をご覧ください。 当件について、ご了解をいただけない場合は、申込締切日までに団体窓口へお申し出ください。 お申し出がない場合は、ご了解いただいたものとして取扱います。

契約概要•注意喚起情報【生命保険】

グループ生命保険(こども特約付団体定期保険)

意向確認【ご加入前のご確認】

ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を【契約概要】、ご加入に際して特にご注意いただきたい事項を【注意喚起情報】に記載していますので、ご加入前に必ずお読みください。また、各事項の詳細につきましては本パンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。ご加入にあたっては、【契約概要】【注意喚起情報】および本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込み(新規加入・増額)ください。

契約概要【ご契約内容】

● 商品の仕組み

企業・団体の従業員・所属員等の方のために、企業・団体を保険契約者として運営する保険商品です。

② 加入資格・保険期間・保障内容・保険料・保険金等のお支払い(支払事由) 本パンフレットの該当ページをご覧ください。

制度名	加入資格	保険期間	保障内容 保険料	支払事由
グループ生命保険	P.4	P.4	P.3	P.5

3 配当金

グループ生命保険は1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しします。

4 脱退による返戻金

グループ生命保険は、脱退(解約)による返戻金はありません。

5 引受保険会社

明治安田生命保険相互会社

本社:東京都千代田区丸の内2-1-1

注意喚起情報【特に重要なお知らせ】

(*)保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

む申込みの撤回(クーリング・オフ制度)

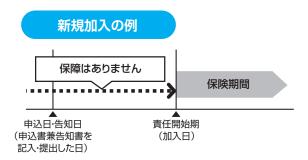
この保険は、団体を契約者とする保険契約であり、クーリング・オフの適用はありません。なお、責任開始期 (加入日*)前のお申込みの取り消し等については本パンフレット記載の団体窓口にお問い合わせください。

2 告知に関する重要事項

- ■現在および過去の健康状態などについて、ありのままにお知らせいただくことを告知といいます。申込書 兼告知書で当社がおたずねすることについて、事実のありのままを、正確にもれなくご確認いただき、お申 込みください。
- ■企業・団体の社員・職員、保険会社の職員等に口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりませんので、申込書兼告知書における告知内容をご確認のうえ、お申込みください。
- ■正しく告知をいただけない場合は、「告知義務違反」としてご契約が解除され保険金をお支払いできないこともあります。

3 責任開始期(加入日※)

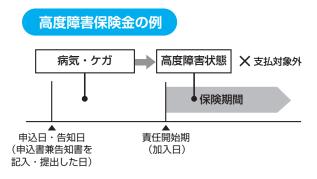
■ご提出された申込書兼告知書に基づき、引受保険会社がご加入を承諾した場合、本パンフレット記載の保険期間の始期からご契約上の責任を負います。この保障が初めて開始する日を責任開始期(加入日*)といいます。次の図のとおり、責任開始期(加入日*)は申込日・告知日(申込書兼告知書を記入・提出した日)とは異なります。



■ご契約者である企業・団体の社員・職員、または保険会社の職員等には保険へのご加入を承諾し、責任を 開始させるような代理権がありません。

4 保険金等をお支払いできない主な場合

■責任開始期(加入日*)前に発生した病気やケガを原因とする場合は、告知いただいている内容に関わらず、原則として保険金等をお支払いできません。



- ■責任開始期(加入日*)から起算して所定の期間以内に被保険者が自殺した場合、保険金等をお支払いできません。
- ■上記を含め保険金等をお支払いできない場合については、本パンフレットの該当ページをご覧ください。 グループ生命保険 P.5



5 生命保険契約者保護機構

引受保険会社は、生命保険契約者保護機構(以下「保護機構」といいます。)に加入しています。保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については、保護機構までお問い合わせください。 (ホームページ https://www.seihohogo.jp/)

6 ご照会・ご相談窓口

制度内容【保障内容・保険料・配当金・各種手続き】等に関するご照会先

本パンフレットに記載の団体窓口または引受保険会社

告知【お申込み時の告知】等に関するご照会先

明治安田生命保険相互会社 団体保険ご照会窓口 0120-661-320 受付時間 平日(土曜・日曜・祝日・年末・年始は除く)9:00~17:00

- ■この制度に係る指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。 (一社)生命保険協会「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。 (ホームページ https://www.seiho.or.jp/)
- ■なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

保険金などのお支払いに関する手続き等の留意事項

- ■保険金・給付金などのご請求は、団体(ご契約者)経由で行なっていただきますので、保険金・給付金などのお支払事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、速やかに本パンフレット記載の団体窓口にご連絡ください。
- ■保険金・給付金などのお支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の保険金・給付金 などのお支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。

個人情報に関する取扱いについて <契約者と生命保険会社からのお知らせ>

当該保険の運営にあたっては、契約者は加入対象者(被保険者)の個人情報<氏名、性別、生年月日、健康状態等>(以下、「個人情報」といいます。)を取り扱い、契約者が保険契約を締結する生命保険会社(共同取扱会社を含みます。以下同じ。)へ提供いたします。契約者は、当該保険の運営において入手する個人情報を、本保険の事務手続きのため使用いたします。生命保険会社は受領した個人情報を各種保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、子会社・関連会社・提携会社等を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理、その他保険に関連・付随する業務のため使用(注)し、また、必要に応じて、契約者、他の生命保険会社および再保険会社に上記目的の範囲内で提供します。なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き契約者および生命保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われます。

記載の引受保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社に提供されます。

(注)保健医療等の機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保をの他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

なお、事務幹事会社の個人情報の取扱いにつきましては、ホームページ

(https://www.meijiyasuda.co.jp) をご参照ください。

- 死亡保険金受取人の指定に際しご留意ください-

指定された死亡保険金受取人の個人情報については、上記の加入対象者(被保険者)の個人情報と同様に取扱われますので、お申込みにあたっては、死亡保険金受取人にその旨をご説明いただき、個人情報の取扱いについての同意を取得してください。

保険会社からのお願い・ご注意



<保険金のご請求について>

- ●保険金の支払事由が生じたときは、すみやかに保険契約者にご連絡のうえ、保険契約者を経由して引受保険会社 にご請求ください。
- ●保険金を請求する権利は、お支払事由が発生してから3年間ご請求が無いと、消滅しますのでご注意ください。
- ●ご請求があった場合で、引受保険会社が必要と認めたときには医療機関等へ事実の確認に伺う場合があります。

<改姓、ご家族の異動、受取人の変更等について>

- ●ご加入の本人・配偶者・こどもに被保険者としての資格がなくなった場合にはすみやかに保険契約者を経由して 引受保険会社にご通知ください。
- ●被保険者の改姓や、死亡保険金受取人の変更等の場合には、すみやかに保険契約者を経由して引受保険会社に ご通知ください。
- ●被保険者の遺言により死亡保険金受取人を変更することはできません。
- ●死亡保険金受取人の変更は、保険契約者を経由して引受保険会社へご通知ください(変更内容はその通知が引受保険会社に到達したとき、保険契約者が通知を発信した日に遡って効力を生じます)。ただし、その通知が引受保険会社に到達する前に変更前の受取人に保険金をお支払いした場合には、お支払後に変更後の受取人からご請求をうけても保険金をお支払いいたしません。

相互会社においては、ご契約者が「社員」(構成員)として会社の運営に参加する仕組みとなっていますが、この契約におけるご契約者は団体であり、ご加入者は被保険者であるため、社員とはなりません。したがって、総代の選出に関する社員の権利等、社員が有する権利はありません。

この制度は生命保険会社と締結したこども特約付団体定期保険契約に基づき運営します。

[引受会社] 明治安田生命保険相互会社